

いじめ防止のための学校基本方針

第1章 基本的な事項

- 1 いじめの定義
- 2 いじめの理解
- 3 いじめの防止等に対する基本的な考え方

第2章 組織

- 1 名称
- 2 委員
- 3 役割

第3章 いじめの未然防止

- 1 道徳教育の推進
- 2 生徒の自主的活動の場の設定
- 3 保護者や地域への啓発
- 4 配慮を要する生徒への支援
- 5 教職員の資質向上
- 6 学校評価による取組の改善

第4章 いじめの早期発見

- 1 いじめの情報共有の体制整備
- 2 生徒の実態把握
- 3 相談体制の整備

第5章 いじめに対する対応

- 1 事実の確認
- 2 いじめ対策委員会の招集
- 3 県教育委員会への報告
- 4 支援・指導・助言
- 5 いじめの解消

第6章 重大事態への対応

- 1 重大事態のケース
- 2 重大事態についての調査
- 3 情報の提供
- 4 報道への対応
- 5 知事への報告

静岡県立清水西高等学校

令和6年4月1日

第1章 基本的な事項

1 いじめの定義

いじめとは、「生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

いじめの表れとして、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団から無視される。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

一つ一つの行為がいじめにあたるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つことが必要である。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもある。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その生徒や周りの状況等をしっかりと確認することが必要である。特定の教職員にのみによることなく、学校におけるいじめの防止等の対策のための組織(いじめ対策委員会)を適切に機能させ、情報を共有することによって複数の目で確認することが必要である。

2 いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめた・いじめを受けたという二つの立場の関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団において、規律が守られなかったり問題を隠したりするような雰囲気があることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする生徒、「傍観者」として周りで見ても振りふりをして関わらない生徒がいることにも気をつけ、集団全体がいじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく必要がある。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒に向けた対応が求められる。

いじめを受けた生徒は心身ともに傷ついており、その大きさや深さは本人でなければ実感できない。いじめた生徒や周囲の生徒がそのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切である。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなる。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要である。

第2章 組織

1 名称

いじめ対策委員会

2 委員

校長、副校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭
必要に応じて、クラス担任、部活動顧問など関係の深い教職員を追加する。
さらに外部専門家（スクールカウンセラー等）に協力を求める。

3 役割

学校が組織的にいじめの問題の取り組むために中核的な役割を担う

- ・取組方針、年間計画の企画立案
- ・情報収集、記録、共有
- ・いじめ事案発生時の対応(第5章参照)

第3章 いじめの未然防止

生徒・保護者との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。特別活動等を活用し、生徒自らがいじめについて考える場や機会を大切にし、自分たちの問題を自ら解決していくような集団を育成する。

1 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなど豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、教育活動全体を通して道徳教育等の充実を図る。

2 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

3 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように、PTA 総会、学級懇談会、三者面談等を通して啓発する。

4 配慮を要する生徒への支援

日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた支援及び指導を組織的に行う。

5 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質向上を図る。

6 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組に係る達成目標を設定し、学校評価において目標に達成状況を評価する。

第4章 いじめの早期発見

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ている。深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒たちのわずかな変化を手がかりにいじめを見つける。

いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、いじめの有無を確認する。また、定期的なアンケート調査や面接を実施し、生徒のストレスの状況を確認するなど、日頃から生徒の心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

1 いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見または相談を受けた場合は、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、いじめ対策委員会に報告し、いじめの情報共有を行う。

2 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、定期的なアンケート調査や面談等を行い、複数の目による状況の見立てを行う。

3 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒・保護者・教職員に対する相談体制を整備する。

第5章 いじめに対する対応

いじめと思われるような事案が発生した場合には、特定の教職員で抱え込まずいじめ対策委員会において情報を共有し、深刻な状況に陥らないようにする。状況に応じて保護者、地域と連携し、速やかに協力して対応する。いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や傍観者の生徒への指導など、状況を十分把握したうえで、具体的な方針を決定して対応する。状況によっては、警察や児童相談所、医療機関など連携して対応する。

1 事実の確認

面談、自己診断シート等より生徒間の軋轢など、情報を得る。

教頭、生徒課長は関係する教職員に協力を依頼し、いじめについて事実を確認する。まず、教員個々が把握している客観的事実を確認し、それを持ち寄り全体像を把握する。

※共有事項 (1)いじめられた生徒、いじめた生徒、関係者(2)時間と場所(3)内容(4)背景と要因等

2 いじめ対策委員会の招集

教頭がいじめ対策委員会を招集する。多方面からの情報収集により、いじめの全体像を把握し、具体的な対応方針や指導計画等を決定する。校長、副校長に報告。職員会議で情報共有する。

3 県教育委員会への報告

いじめが確認された場合には、校長、副校長、教頭より県教育委員会高校教育課に報告する。

4 支援・指導・助言

(1)いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲の生徒への指導

解決に向け、いじめられた生徒への支援、いじめた生徒や周囲生徒への指導を適切に行う。

いじめられた生徒 → 教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーによる「心のケア」を行う。

いじめた生徒 → 生徒課中心に会議を開き指導原案を作成し、謹慎や訓戒等の指導を行う。

周囲の生徒 → HR担任や副担任、部活動顧問等で指導する。

(2)保護者への対応

事実や学校の指導方針や具体策等、HR担任が窓口となり、連絡を密に行う。

家庭と連携し被害生徒および加害生徒の家庭での支援をお願いする。

(3)経過観察と再発防止・未然防止対策

継続的に経過観察を行うとともに、再発防止・未然防止に向けた指導体制を点検する。被害生徒・加害生徒ともに授業や部活動等平常な日常に戻るため、委員会を中心に関係改善の支援を行う。

5 いじめの解消

以下の2点が満たされていること

(1)いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでいる。

(2)いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていない。

また、「解消している状態」に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察することが必要である。

第6章 重大事態への対応

1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合をいう。

(ア) いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・生徒が自殺を企画した場合
- ・リストカットなどの自傷行為を行った場合
- ・暴行を受け、骨折したり歯が折れたりした場合
- ・嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

(イ) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいはいじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）、当該学校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した場合

生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とは言えない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

2 重大事態についての調査

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、速やかにいじめ対策委員会を招集し、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために、生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査などを実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではない。

なお、生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、生徒の尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見を十分に聴取し、保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査を行う。

3 情報の提供

教育委員会の指導及び支援のもと、いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

4 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。また、自殺については連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意（倫理観を持った取材）が必要である。

5 知事への報告

- ・県教育委員会を通じて知事に報告する。
- ・報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができる。
- ・再調査を行った場合、知事はその結果を議会に報告しなければならない。
- ・知事、教育委員会は、調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、必要な措置を講じる。